

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 農林水産部 農業経営課

法令名		肥料の品質の確保等に関する法律				法令番号		昭和 25 年法律第 127 号				
手続名		登録の更新				根拠条項		第 12 条 2 項				
審査基準		普通肥料の登録の有効期間は、3 年（省令で定める種類の普通肥料にあつては 6 年）となっており、申請に基づき普通肥料の登録の有効期間を更新する。										
受付機関	農業経営課		処理機関	農業経営課		交付機関	農業経営課		標準処理期間 30 日		目次 No.	
								標準経由期間 一日				